令和６年度障がい者雇用支援事業

委託業務　企画提案募集要項

令和６年３月

岩手県

岩手県（以下「県」という。）では、県内事業所における障害者雇用率の向上を図るため、就労支援機関の職員等を対象とした能力向上研修及び事業所を対象とした障がい者雇用促進セミナーを行う、障がい者雇用支援事業を実施します。

今般、当該事業に係る業務を行う団体を、公募方式（プロポーザル方式）により募集します。

この「令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　企画提案募集要項」（以下、「募集要項」という。）は、県が実施する「令和６年度障がい者雇用支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の募集・選定に関して、一般的事項を定めるものです。

１　対象業務

委託する業務は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 業務の概要 |
| 令和６年度障がい者雇用支援事業委託業務 | 就労支援機関の職員等を対象とした能力向上研修を実施するとともに、事業所を対象とした障がい者雇用促進セミナーを実施する。 |

業務の詳細については、別添「令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照してください。

２　応募資格

(1) 応募者の組織構成等

法人その他の団体（法人格の有無は問いません。）であること。

ア　個人では申請できないこと。

イ　団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できること。

ウ　単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできないこと。

エ　グループで申請する団体は代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めないこと。

(2) 応募者の参加要件

ア　本業務の実施に必要な組織体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、障がい者の雇用の支援に関する実績を有する者であること。

イ　岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

エ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ　破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

カ　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

ク　企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

ケ　企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

３　委託期間

委託契約締結の日から令和７年１月31日までとします。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあります。

４　公募（応募）手続き

(1) 募集要項等の配布

ア　配布日時　令和６年３月25日(月)～４月25日(木)（土日･祝日を除く。）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

イ　配布場所　岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

（岩手県盛岡市内丸10-1　岩手県庁２階）

※　郵便での配布は行いません。

※　募集要項等は、当室のホームページから取得（ダウンロード）できます。

※　募集要項に係る説明会は実施しません。

(2) 質問書の受付・回答書の公表

本募集要項等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問回答を次により行います。

ア　受付期間　令和６年３月25日(月)～４月12日(金)午後５時必着

イ　提出方法　質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（別紙）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式は、Microsoft Wordとすること。）

ウ　提出先　　岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 雇用推進担当

（電子メールアドレス：AE0005＠pref.iwate.jp）

※　メール送信の際には、件名に「令和６年度障がい者雇用支援事業委託業務　企画提案募集要項に関する質問」と記述すること。）

エ　回答　　　質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和６年４月19日(金)までに定住推進・雇用労働室のホームページにて公表します。

○　岩手県ホームページアドレス（<https://www.pref.iwate.jp/>）

※　トップページの「産業・雇用」から、次のとおりお進みください。

「雇用・労働」→「雇用推進」→「令和６年度障がい者雇用支援事業委託業務企

画提案募集要項」

(3) 応募書類の受付

応募書類は、持参又は郵送してください。

郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、書留郵便等、配達の記録が残る方法により、提出期限までに岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室に到達するよう送付してください。

ア　受付期間　令和６年３月25日(月)～４月25日(木)午後５時必着

イ　受付場所　岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 雇用推進担当

　　　　　　　（〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10-1　岩手県庁２階）

５　応募書類

正本１部、副本（コピー）１部

(1) 令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　企画提案書（様式１）

(2) 組織等に関する調書（様式２）

(3) 見積書（様式３）

(4) 事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）（様式４）

(5) 役員名簿（様式５）

(6) 誓約書（様式６）

(7) 定款又は会則及び最新の総会等の議事録の写し

(8) 直近の事業年度の事業実績書及び収支決算書

(9) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

(10) 個人情報保護に関する内部規程等

６　応募申請に際しての留意事項

(1) 失効又は無効

次のいずれかに該当する場合は、当該申請は失格又は無効となります。

ア　提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。

イ　提出した書類に民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案・記載したとき。

ウ　提出した書類が誤字、脱字等により必要事項が確認できないとき。

エ　審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

オ　本募集要項に違反すると認められるとき。

カ　応募資格を有していないことが判明したとき。

キ　応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

(2) 複数提出の禁止

複数の提案を行うことはできません。

(3) 応募内容変更の禁止

提出した応募書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽易なものを除く）。

(4) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は返却しません。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(7) 情報公開

応募書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

７　受託者の選定方法

本委託業務においては、県内事業所における障害者雇用率の向上に向けた理解促進及び就労支援機関における職員の能力向上を図るため、対象者の状況に応じて的確に実施することが求められます。

また、これらの支援をより効果的に行うためには、他の関係機関・団体等とのきめ細かな連携による対応が必要です。

このため、受託者の選定に当たっては、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に評価します。

なお、選定に当たっては、ヒアリングを行います。ヒアリングの日程は後日お知らせします。

(1) 選定の機関

選定は、障がい者雇用支援に関する有識者及び県の職員で構成する選定委員会において行います。

(2) 選定基準及び審査内容

応募者が提出した応募書類とヒアリングの内容を参考に、別表の選定基準、審査項目及び審査内容により各委員が評価、得点化し、選定委員会で審議します。

(3) 受託者の選定

上記の審査結果をもとに、選定委員会で審議し、受託者を選定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに応募者に文書で通知します。

電話による問合せには応じません。

選定結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

８　委託業務に要する経費

本事業の目的を達成するために適当な業務実施ができるよう、受託者に対して一定の委託料を支払うこととします。

委託料は、県の予算の範囲内において、業務実施に必要な経費を受託者に支払うこととし、その具体的な金額については、県と受託者が協議の上、別途受託者の提案内容及び県が予定する事業計画に基づき算定した額を支払うものとします。

詳細は、別添仕様書を参照してください。

９　問合せ先

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 雇用推進担当

（〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10-1）

電話：019-629-5592（直通）　　FAX：019-629-5589

電子メールアドレス：AE0005＠pref.iwate.jp

【本要項の添付書類】

１　各応募様式

２　令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　仕様書

別表　選定基準及び審査内容、配点

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | |
| １　県民の平等な利用の確保が図られるものであること | 事業目的の理解 | 事業計画が、事業の目的を理解した内容となっているか。 | 10 | 10 |
| ２　事業を適正かつ確実に実施する能力・体制を有していること | 経営基盤 | 団体の運営基盤（財政、人材）がしっかりしており、事業実績報告、理事会や総会の開催など適切な運営がなされているか。 | 10 | 30 |
| 人的体制 | 業務の実施にあたって知識又は経験を有した職員を配置する計画となっているか。 | 10 |
| 業務実績 | 過去に本事業に類する事業で良好な実績を有しているか。または、良好な運営が期待できるか。 | 10 |
| ３　事業を効果的かつ効率的に達成することができるものであること | 支出計画 | 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれているか。 | 10 | 50 |
| 事業計画  （就業支援実務者研修） | 就労支援機関における職員の能力向上を図る研修実施計画となっているか | 15 |
| 事業計画  （事業所向け障がい者雇用促進セミナー） | 障害者雇用率の向上に向けた理解促進を図るセミナー実施計画となっているか | 25 |
| ４　その他 | 法令遵守 | 関係法令を遵守するための方策や体制は整備されているか。 | 5 | 10 |
| 情報管理 | 個人情報保護対策が万全か。 | 5 |
| 合計 | | | | 100点 |